

「成年後見制度利用促進法のつくる未来」

共催／公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート、日本司法書士会連合会
後援／最高裁判所内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人 日本社会福祉士会、一般社団法人 日本成年後見法学会

平成29年3月20日(月)TKP市ヶ谷カンファレンスセンターにて「成年後見制度利用促進法のつくる未来」をテーマに市民公開シンポジウムが開催されました。



開会挨拶では日本司法書士会連合会長三河尻和夫氏から、利用促進法制定により成年後見制度が新たなスタートラインに立ったとの認識が示され、今後進むべき成年後見制度の未来への議論が本シンポジウムなど行政、裁判所・民間の間で議論され共有されることを期待するといったメッセージが発信されました。パネルディスカッション第一部では冒頭、新井氏から現状、成年後見制度の利用が低迷していること、利用されている場合でも保佐、補助、任意後見は低迷していることなど、利用促進法が制定されるに至るまでの背景、2010年の横濱宣言など、制定の経緯が示されました。そのうえで、今後の利用促進基本計画に盛り込むべき事項について、2つの論点に基づいて

ディスカッションが行われました。

論点に基づいてディスカッションが行われました。まず「①地域連携ネットワークと不正防止対策」について、財産管理の印象が強かった成年後見制度がようやく身上重視となってきたこととして、いざ利用しやすく、積極的に使おうという気持ちになれない、このハードルをまず下げたい、と本人に寄り添う立場から制度への要望があげられました。また、親族後見人の不正は悪意ではなく理解不足から生じるものが多い、親族後見人が適切なサポートを受けられるよう、地域での体制作りが重要、との提案がなされ、ネットワークを構築し後見人等をこまやかに支援していくことで、現在起きている不正の大部分を防止できるのでは、との期待が示されました。

次に「②利用者がメリットを実感できる制度」については、本人と後見人とのマッチング調整が重要である、本人に寄り添い本人ができることは尊重すべきであり本人の能力をいかすことが必要である、選任・受任調整にあたり本人支援を考え多様な選任・受任が必要である、といった意見が各パネリストよりあり、新井氏からは、障害別の意思決定支援を確立すべき、財産管理はそもそも生活のためにある、との考えが補足され第一部の幕を閉じました。

次に「③専門職・専門職団体と裁判所の役割」では、専門職後見人の不祥事が与える影響は非常に大きいとの認識から、これを防止する為の独自の報告システムを活用した不正防止策がリーガルサポートより紹介されました。また、個々の案件で専門職が監督人になった時に、親族後見人の理解不足を補えるような支援を行なうことも専門職の重要な



※パネルディスカッションでの発言は、所属団体を代表するものではなく、個人の立場でのご意見です。

役割との説明がなされました。これに対し、専門職には体制面では地域連携ネットワークの中核機関で主要な参加者として大きな役割を果たして頂き、個々の困難事案では後見人や監督人となって専門的知識を活かして頂きたい、と要望がありました。

③金融機関による新たな取組では、後見制度支援信託について、その有効性は承知しているが、本人にとって身近な金融機関から財産を移すのは本人の意思に沿わないのではなかと感じる場合もあるため、新たな金融商品について金融機関と協議を行いながら研究をしているとの報告がありました。また、信託によって不正防止効果は現れていると思われるが、信託と同様の効果があり且つ使い勝手のよい商品はオプションとしてたくさんあった方がよいと思うので、金融機関には新たな取組をお願いしたいという考えが示されました。

最後に「④任意後見」では、移行型任意後見において、本人の判断力低下が見過ごされやすいという問題点が指摘され、任意後見契約も地域連携ネットワークに登録できるように仕組が提案されました。

最後にリーガルサポート多田理事長より、このシンポジウムをひとつの糧として、今後益々本人を中心とした支援が実現できるよう、関係機関への協力を呼びかける挨拶がなされ、万雷の拍手の中、シンポジウムは閉幕しました。(つ、つ)

第二部では「不正防止対策」について、4つの

- パネルディスカッション 第2部 「不正防止対策」(15:10~16:50)
- コーディネーター
山野目 章夫氏 早稲田大学大学院法務研究科教授(成年後見制度利用促進委員会、不正防止対策ワーキンググループ主催)
パネリスト
花俣 ふみ代氏 (認知症の人と家族の会本部理事、成年後見制度利用促進委員会委員)
村田 斉志氏 (最高裁判所事務総局家庭局長、成年後見制度利用促進委員会委員)
池田 恵利子氏 (社会福祉士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
土肥 尚子氏 (弁護士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
川口 純一氏 (リーガルサポート副理事長、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)

- パネルディスカッション 第1部 「利用促進策」(13:15~14:55)
- コーディネーター
新井 誠氏 中央大学法学部教授(成年後見制度利用促進委員会、利用促進策ワーキンググループ主催)
パネリスト
久保 厚子氏 (全国手をつなぐ育成会連合会会長、成年後見制度利用促進委員会委員)
村田 斉志氏 (最高裁判所事務総局家庭局長、成年後見制度利用促進委員会委員)
本城 匡氏 (倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 福祉支援課課長)
池田 恵利子氏 (社会福祉士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
土肥 尚子氏 (弁護士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)
川口 純一氏 (リーガルサポート副理事長、成年後見制度利用促進委員会臨時委員)

プログラム